

屋外広告物等変更・改造許可申請書

令和 年 月 日

(あて先) 入間市長

申請者 住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり屋外広告物等の変更・改造をしたいので、埼玉県屋外広告物条例第12条第1項の規定により申請します。

現在の許可の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号			
屋外広告物等の表示・設置場所				
変更・改造に要する予定期間	着手 予定日	令和 年 月 日	完了 予定日	令和 年 月 日
屋外広告物等の種類・数量及び規模	種類		数量	m ² ・枚・個・張 本・基・台
	規模	(縦) m ×	(横) m ×	(面数) = (合計面積) m ²
※受付年月日	※算定手数料 (数量) (単価) 円 × = (合計) 円	※ 申請者 様 入間市長 図 令和 年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等の変更・改造については、埼玉県屋外広告物条例第12条第1項及び第2項の規定により、申請のとおり(次の条件を付して)許可する(しない)。 条件※	第 号 令和 年 月 日	

- 注1 該当する事項を○で囲むこと。
2 埼玉県屋外広告物条例施行規則第2条の2を順守すること。
3 ※印の欄には記入しないこと。

(添付書類)

- ・ 広告物の仕様書及び設計図
- ・ 自主点検結果確認書（広告物の規模や構造を変更する場合）
- ・ 委任状
- ・ その他（必要に応じて）

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に入間市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、入間市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において入間市を代表する者は、入間市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。